

認定生活困窮者就労訓練事業における生活困窮者の自立の促進に資することの  
認定基準等を定める要綱

(令和3年8月23日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第1項の規定に基づき、仙台市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買入れ又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、当該認定の基準その他必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 市長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により生活困窮者の自立の促進に資するものとして認定（以下「認定」という。）を受けようとする施設（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合は、認定を行う。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として生活困窮者自立支援法第16条第2項に基づく本市の認定を受けていること
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業等を実施していること
- (3) 生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、本市に生活の本拠を有する生活困窮者を現に受け入れていること又は受け入れる計画があること
- (4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

(認定の申請)

第3条 申請者は、認定申請書（様式1）に誓約書（様式2）及び必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出することにより申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、前条第1号の認定の申請と同時に行うことができる。

(市税の滞納がないことの確認)

第4条 第2条第4号の事項については、申請者より提出された市税納付状況確認同意書（様式3）に基づき、市長が当該事業を運営する法人の市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項の市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(認定)

第5条 市長は、申請者から第3条第1項の規定による認定申請書の提出があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をする旨の決定をしたときは認定通知書（様式4）により、認定をしないこととしたときは不認定通知書（様式5）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、第2条各号に掲げる要件を満たすことを確認するため必要と認めるときは、必要な限度において、当該施設を訪問し、現場の確認及び聴取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定事業所の公表)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により認定することの決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）について、名簿を作成し、これを本市ホームページにて公表するものとする。

(認定の辞退)

第8条 認定事業者が認定を辞退するときは、辞退届（様式6）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (3) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (4) 他の認定事業者が本市と契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (5) 事業の実施に際し、法令上必要とする資格を有しなくなったとき
- (6) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (7) 第10条の規定による報告を行わなかったとき
- (8) その他認定事業者としてふさわしくないと市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式7）により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 認定事業者は、おおむね2年ごとに1回、市税の納付状況、事業の実施状況等を事業実績報告書（様式8）により市長の定める日までに報告しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、事業の実施に関し市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(事務)

第11条 この要綱に定める事務は、仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課において実施する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

附 則 (令和4年6月9日改正)

この改正は、令和4年6月9日から実施する。